

まちづくり団体情報登録要項

ウェブサイトでの団体名の紹介等

名古屋都市センターでは、まちづくり活動への参加促進や、まちづくり団体同士での交流を目的として、まちづくり団体の情報を登録してもらうとともにウェブサイトで一般に公開しています。

登録対象団体について

名古屋都市センターのウェブサイトに情報を掲載できる団体は、以下の条件を満たす団体になります。

- (1) 構成員が、名古屋市内在住または在勤、在学者3名以上で構成されていること。
- (2) 代表者または、連絡先担当者の内、どちらかが18歳以上であること。
- (3) 活動が名古屋市内のまちづくりを目的としたものであること。
※広範囲に活動されている団体については、名古屋に支部がある等、名古屋市内で活動する組織があること。
- (4) 営利・政治・宗教を目的とせず、反社会的活動や、公序良俗に反する活動を行わず、法令遵守に問題がない団体。
- (5) 行政でない団体。

個人情報について

ウェブサイトへ掲載する代表者等の氏名等で個人情報に当たる箇所については、団体として当該本人の同意を得たうえで団体登録およびウェブサイト掲載の確認をしてください。

掲載出来ない情報について

当該ウェブサイトに掲載することが適当でない情報について、名古屋都市センターウェブサイト管理者(以下、管理者)は、掲載申請者へ通告することなく、掲載された情報を削除することができます。

登録の更新と登録解除について

最新の情報を利用者に提供するために、定期的に名古屋都市センターから登録内容に変更がないか確認をさせていただくことがありますのでご回答ください。また、変更があった場合は、ウェブサイトでの内容の更新または、事務局までご連絡をお願いします。なお、事務局が確認作業を行う中で、団体の代表者、連絡先の担当者と連絡が取れず回答がない、団体の存続が確認できない場合等、**登録解除**とさせていただく場合があります。

ウェブサイトの変更、中断について

以下のいずれかに該当する場合、事前に通告することなく、情報提供の一部又は全部を中断することがあります。

- (1) ウェブサイトの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 停電や、不慮の事故、天災等により情報提供ができなくなった場合
- (3) その他、運用上の理由により、管理者が一時的な中断を判断した場合

免責・その他

当該ウェブサイトの免責・その他については以下のとおりです。

- (1) 当該ウェブサイトの変更、中止、中断に関して情報掲載申請者が被った損害に対して、管理者は、損害賠償等の一切の責任を負いません。
- (2) 当該ウェブサイトへ情報を掲載したことにより掲載申請者へ発生した、如何なる障害及び事故等についても、管理者は一切の責任を負いません。

登録等に関するお問合せ

公益財団法人 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター調査課
〒460-0023 名古屋市中区金山町 1-1-1 金山南ビル 13 階
TEL:052-678-2214 (直通) FAX:052-678-2209
Eメール : shien@nup.or.jp